

日本IT書紀

168 政策提言

09 玉錠篇
卷之二十三 纏綿

佃 均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

政策提言

一

N I S 報告書は、情報化にかかわる政策提言として、おそらく初めてのものだった。単一のテーマに限定した提ものでなく、コンピュータ、情報処理、ソフトウェア、ネットワークといった情報産業全体にかかわるファクターを網羅した総合政策を提言であり、かつ向こう二十年を見通していたという点で、その慧眼に感嘆するほかない。

報告書はN I Sの基本的な考え方とその必要性を訴えたあと、政策提言を行っていた。提言は以下の十項目で成っていた。

① 標準化の促進

つぎのような基本的思想の下に各種の標準化を早急にすすめるべきである。

官公庁に対して標準使用を義務づけることにより、民間がその標準を使用する経済効果が一段と高まり、標準使用

への大きな誘導効果が生まれようが、他面、民間の多様性への選択機会を閉すべきでなく、民間に対する法的強制は避けるべきである。

② 通信回線利用の自由化

現在の通信線利用の制限が、N I S 発展の最大の障害となりつつあることにかんがみて、情報処理と通信の明確な概念区分の下に、早急に通信回線利用の自由化を行なうべきである。

③ ソフトウェアの価値の確立と流通促進

ソフトウェアの価値を確立し、その流通を促進するため、政府によるプログラムの登録制度を設け、登録プログラムについては、無償転々流通の危険からプログラム保有者を法的に保護する措置をとるべきである。

④ 政府データの民間への提供

政府統計、特許情報、科学技術情報、海外経済情報など政府データについて、原則として有償で、民間への提供を行なうべきである。この場合に、民間から需要に応じて、たとえば、統計の特定、デジタルによる集計など、一次加工まで行なうたうえでの提供も含めることが必要である。

このうち情報処理技術の標準化についてはキーボード配列、文字コードといったところから手が付けられ、次にデ

ータ・フォーマット、外部記憶装置やプリンターのインターフェースなどに広がっていった。

標準化の手法は当初は在来の規格を包含する外枠（最大公約数）方式が取られたが、そのうち共通部分を抽出する中核（最小公倍数）方式に転換した。しかしコンピュータ本体の標準化はメーカーの戦略が障壁となつて遅々として進まなかつた。

ただし「標準化が全良である」とするのは偏つた見方だつた。

標準化が困難だつたからこそ、それを乗り越えるソフトウェア技術が開発され、新しい市場が広がつたのだし、メーカーは競争原理の中で技術開発に専念することができた。標準化と競争原理はある部分で二律背反の関係にある。

異機種間通信を実現するための OSI (Open System Interchange) 策定作業が国連で始まつたのは一九七〇年代半ば、実現したのは八〇年代後半だつたが、それよりも先にソースコードを公開したゼロックス社の通信プロトコルがデファクト・スタンダードとなつた。

すなわち TCP/IP (Transmission Control Protocol / Internet Protocol) である。

またソフトウェアの登録制度とプログラムの権利保護は一九八〇年代に大きな政策課題となつた。その問題にソフ

トウェア流通促進センター所長として晩年の時間と全精力を投入したのは石原寿夫である。

石原はコンピュータ・プログラムの特性に鑑み、

——著作権でも特許権でも意匠権でもない、そういったすべてをカバーした「知的財産権」という新しい概念に立脚した法制度が必要である。

と説いた。この主張は二十一世紀の現在においてさえ有効であろう。

二

政策提言の続き。

⑤ 情報サービス業における国および外資の役割の位置づけ

情報処理サービス業の主体は、国内の資本による民間企業がなうべきであり、政府の情報処理サービスは経済採算上期待できない分野においてのみ行ない、また当該サービスの経済採算が可能となつた時点では民間移管を行なうこととし、また外資の情報処理サービス業への進出は、外資法により、当分の間原則として抑制し、

(a) 国内の情報処理サービス需要喚起のための効果

(b) 国内の情報処理サービスの技術向上のための効果
果

というインセンティブ効果が期待されるものについての限定条件の下に外資進出を認めることとすべきである。

⑥情報処理サービスの規制と助成

情報処理サービスの準公益的性格と、すべての情報処理サービスを民間に開放することにかんがみて、ユーザー保護のために、営業はすべて自由としつつ、秘密保持、ユーザーサービスなどについて必要最小限度の遵守基準を政府が設け、これを守る優良事業者にその旨の表示を認め、ユーザーの事業者選択に待つような制度をとるべきである。また、情報処理サービスの資金調達力を強化し、技術者養成のための企業負担を軽減するため、国による信用保証制度などの資金確保措置と税制上の優遇措置を新設すべきである。

⑦コミュニケーション・ギャップの解消

日米の通信利用における格差（コミュニケーション・ギャップ）を解消するため、NISのための高速専用回線の整備を図り、電話交換網に計時機構を設けたうえ遠隔情報処理のための使用を可能とし、現行通信料金体系を再検討のうえ情報処理のための回線コストの引下げを行なうべきである。

⑧技術開発の促進

ハードウェア、ソフトウェアの開発を政府のプロジェクトとして進めるほか、民間の先導的なアプリケーションの開発に対して、補助金による助成を行なうべきである。

⑨技術者教育の促進

システムエンジニアの量の確保およびプログラマーの質の向上のために、学校教育の改善、専門養成機関の設置、技術試験制度の新設等を図るべきである。

⑩政府施策推進体制の強化

NISという観点から上記の広範囲の施設について、政府全体としての統一施策を確立し、また政府の最重要施策としてこれを強力に推進するため、内閣に閣僚による「情報処理閣僚会議」を設け、最高方針の決定、関係各省間の施策の調整、全体としての情報処理施策の重点推進を図るべきである。

三

いや、これはたいへんな内容であった。MISがどうのこうの、というようなレベルではなかった。あるいはまた、情報通信インフラの整備を目的に通信回線の利用を自由化せよ、というだけの主張ではなかった。

国に対して、総合施策の立案と推進を求めていた。そのため「情報処理閣僚会議」を設けよ、というのである。

ゆゆしき問題提起であった。

部会委員は思わずうなったに違いない。

六九年は年明けから「NIS」が大きな話題となっていた。前年の十二月十七日に開かれた産構審情報産業部会は、日本情報処理開発センターから提出された報告書について検討を行った結果、

「情報産業政策の根幹にかかわる課題である」

として即断を避け、政策小委員会に送って集中審議することを決めた。岡田完二郎部会長（富士通社長）の判断であったといわれる。

コメントを求められた通産省は、

——NISの考え方は重要だが、このような機能が存在し得る可能性を論じるというより、ニーズにしたがって成長していくという考え方を取るべきであろう。

と述べ、方向性を明快に示すことができなかった。

彼らは戸惑っていた。

ことは通信回線の自由化をめぐる動きにかかわっていた。公衆電気通信法では、専用回線の利用契約は一契約につき一法人であることを第五十七条で定め、民間において二法人以上が専用回線を利用する場合は「業務上緊密な関係」

が認められる場合に限っていた。また第六十四条で利用契約を結んだ専用回線を他者の通信に供することを禁じていた。

ところが産業界から、条件付きで専用回線の共同利用を認めるべきであるという声が高まった。郵政省は六八年七月に「電気通信監理官室」「電気通信制度総合調整室」を設置して、制度改正の検討を進めつつあった。

最大の焦点はむろん専用回線の共同利用だったが、加入電話回線を使ったデータ送信の取扱い、電話交換局を経ず回線をダイレクトにコンピュータに接続することの可否などが俎上にあがると見られていた。

この時点で、通産省はかわりを持つことが少なかった。いざれ電子工業課の課長となる平松守彦は一九六八年十月現在、貿易振興局輸出保険課長の職にあつて自由化問題に追われていた。また、当時の通産省は国産コンピュータ産業の育成・振興のことしか眼中になかった。

一方、郵政省は国内電話網の整備をほぼ終え、ようやく次世代通信網すなわち高速デジタル回線の実用化実験に入ったばかりで、コンピュータと通信回線の融合ということは夢物語と捉えていた。郵政官僚の視野に入っていたのは通信回線の利用に関する自由化、つまりオンライン・サービスの領域にとどまっていた。

通産省が通信回線の自由化問題に関心を示すようになるのは、おそらく六九年二月十日に産構審情報産業部会がまとめた「情報処理施策の基本方向」がきっかけとなった。政策小委員会の報告を受けて策定したもので、その内容は、

一、施策の基本方向

- ① 情報ネットワークの形成
- ② 情報産業の発展

二、政府と民間の果すべき役割

- ① 経営情報システム
 - ② 民間における情報ネットワーク
 - ③ 大規模なナショナルプロジェクト
- 三、政府施策の基本方向

- ① 教育の拡充
- ② 標準化の促進
- ③ 通信回線利用の促進
- ④ 情報産業の育成
- ⑤ 行政での情報システムの高度化
- ⑥ ナショナルプロジェクトに関するシステム開発
- ⑦ 政府データ提供の拡充
- ⑧ 技術開発の促進

⑨ ソフトウェア価値の確立

⑩ 各種法制の整備

⑪ 政府施策推進体制の強化

というものだった。明らかに六八年十一月に示された「NS報告書の内容に沿っていた。」

次いで二月二十四日、河本敏夫郵政大臣は「オンライン情報処理について」と題した談話を発表した。通信回線の自由化に関する、郵政省の事実上の公式見解であった。

一、コンピュータによる情報管理は急速な進展を示しており、とくに電気通信回線と直結して行なわれるいわゆるオンライン情報処理が情報管理の分野で大きな発展をとげようとしている。今後ともオンライン情報処理の利用分野はますます拡大、多様化し、その進展いかんは国の政治、経済、社会文化の発展に大きな影響をもつものと考えられる。

一、郵政省としてはオンライン情報処理技術の早急な発展をはかる必要があると考え、国内公衆電気通信に対する責務の点からも、また技術的蓄積の点からも電電公社が率先してその技術開発を推進し、利用技術の向上をはかり、国民の要望にこたえるべきであ

ると考え電電公社にこの線にそつて、努力してもらつてきたところである。

一、一方わが国オンライン情報処理業務の健全な発展を促すためには私としては民間の技術、資本をもつて多種の需要に弾力的に応じうる体制を整えることを検討することも必要であると思つてゐるが、現在の電氣通信秩序全般との関係もあるので、これらの問題を総合的的根本的に検討し関係法制制度の確立をはかる必要があると考へてきたところである。

一、なお、この問題は将来の電氣通信だけでなく社会、経済全般に影響するところが大きいので積極的にオンライン情報処理業務の発展に貢献する観点から広く学識経験者等各界の意見を聞く必要があると考へていたが、さいわいこのため企図していた郵政審議会が開催の経費も予算案に計上されることになつたのでできるだけはやくその成果が得られるよう努力したい。

一、法制的な問題として現在、検討を進めている主な点は次のようなものである。

① オンライン情報処理の発展動向とこれに関連する電氣通信制度の改善の方向
電氣通信回線とコンピュータとが結合することにより現在の電氣通信制度の

基本にふれる重要な問題が生じているので今後の電氣通信制度のあり方について総合的的根本的検討を必要とする。

② オンライン情報処理業務の提供主体の問題
オンライン情報処理技術の開発については米国に比べてなおかなりの格差がある。一方、外資もこの分野におけるわが国への進出に強い関心を示している実情であり、今後とも電電公社がオンライン情報処理の面でその技術およびその通信網を活用する業務の提供について大きな役割りをはたしていくことが必要であらう。

しかし前に述べたとおり民間にこの業務を行なわせることも必要であると考えられるが電氣通信全般の秩序維持の問題もあり、政府の一定の規制のもとにこれを認め秩序ある発展をはかるようにする必要があると思う。その場合、わが国オンライン情報処理業務の発展をはかる見地から電電公社と民間業者のそれぞれの果すべき役割等についても検討しなければならぬ。

③ プライバシー保護の問題
オンライン化することにより通信回線を介してコンピュータに蓄積され、また任意にとり出される情報のプライバシーの保護に

ついで特殊な考慮を必要とするとともに、その情報の多量性、質的重要性等の面で在来の電信電話の秘密保護よりも深刻な面もあると考えられ、これに対する立法的技術的措置を研究する必要がある。

一、オンライン情報処理にともなう問題は前に述べたように郵政審議会の答申をまつて措置することとなると思うが、これらの問題の中には専用線の共同利用に関する制度の緩和など早急に解決しなければならぬ問題もあるので、そうした問題については中間答申をいただくなり暫定措置を講ずるなりに早急な解決をはかりたい。

こうして通信回線の利用自由化問題が大きな政策課題となっていくのだが、INS報告書がもう一方で指摘した異機種間接続技術の標準化やソフトウェアの権利保護といったテーマは、やや後方に押しやられてしまう。

救いだつたのは政府施策と直接のかかわりをもたない形で政策提言が検討され、技術開発が進められつつあったことだつた。

政策提言の検討会というのは、六九年四月、日本経営情報開発協会の中に発足した「通信回線利用対策委員会」である。アメリカを視察しMISの必要性を提唱した野村證

券の奥村綱雄が同協合理事長の稲葉秀三に働きかけたものだつた。

現在に残る資料によると、第一回目の会合には

- ・石本幹郎（通産省重工業局電子政策課長補佐）
- ・伊藤憲太郎（日産自動車機械計算部長）
- ・大野達男（野村総合理事會理事／野村電子計算センター副社長）

・金岡幸二（インテック社長）

・唐津 一（松下通信工業取締役）

・河端昭孝（コンピュータ・エージ社社長）

・中江順一（数理計画専務）

・西海靖司（慶應義塾大学講師）

・野垣内章（近鉄エクスプレス取締役）

・本間啓四郎（中央コンピュータ取締役）

・柳井朗人（電通 情報システム部長）

・山中 広（日通総合研究所常務）

・西岡浩治（協会事務局次長）

といった錚々たる顔ぶれが委員に列している。

また技術開発というのは、日本電信電話公社が推進したDIPS（Denden Information Processing System）のことなのだが、これについては稿を改めて書く。

補注

政府による必要最小限度の遵守基準 情報処理システム安全対策基準および、情報処理サービス業安全対策実施事業所認定制度を指す。

国による信用保証制度 この提言は一九七〇年に発足した特殊法人情報処理振興協会(のち情報処理推進機構、IPA)を窓口とする信用保証制度として実現した。

税制上の優遇制度 プログラム準備金として実現した。ソフトウェア・パッケージ製品の販売に伴う収入の一部を五年間に限って積み立てを認め、非課税とする制度で、これによりソフトウェア産業の資金需要の一部を補填し経営基盤を強化するねらいがあった。

遠隔情報処理 TSSモードでコンピュータ・センターに用意した業務アプリケーションを利用させる情報処理方式。日本電信電話データ通信本部が運用したDEMOS、DRESSとして実現した。

国によるプロジェクト 戸谷深造が創始した大型プロジェクトの先例があったが、ここでは一九七〇年代に始まった国産コンピュータ・メーカー六社を三グループに編成してスタートした次世代コンピュータ開発プロジェクトおよび、ソフトウェア業の高度化を目指した「ソフトウェア・モジュール研究開発」プロジェクトを指す。

先導的アプリケーション開発への補助金 IPAを窓口とする「特定プログラム委託開発事業」(特プロ)として制度化された。

技術試験制度 情報処理技術者試験制度として制度化された。同試験を具体化する前提となる教育カリキュラムの策定や各資格に必要な技術レベルの評価に山本欣子が尽力した。

河本敏夫 こうもと・としお/1911~2001。兵庫県に生まれ一九三六年日本大学法文学部を出て義兄が経営する海運会社に入った。三七年社名を「三光汽船」に変更して社長となり、四年の総選挙で衆院議員となった。当初改進黨に属し民主党を経て自由民主党三木派に属した。六八年第二次佐藤内閣で郵政相、七四年三木内閣で通産相、福田内閣では党政調会長から通産相、大平内閣で党政調会長、中曽根内閣で経済企画庁長官、沖繩開発庁長官を歴任した。

旧制姫路高校の学生だった二九年に反戦演説をして退学になったこともある平和主義者で、中曽根内閣が示した防衛費GNP一%枠撤廃に反対した。七四年通産相のときジャパライン株買占め疑惑が野党から指摘されたのを機に三光汽船社長を辞任したが、八五年三光汽船の倒産で財務的裏づけを失って派閥維持が困難となり海部俊樹(かいふ・としき/1931~2022)に派閥を譲った。

通信回線利用対策委員会 六九年に発足し、第一次回線開放運動を展開したのち、七二年に「オンライン推進委員会」と改称、八一年に「汎ネットワーク推進委員会」と名称を改めて八九年に二十年に及ぶ活動に幕を下ろした。ときどきによって委員が入れ替わったが、稲葉秀三、大野達男、野垣内章、柳井朗人の四人は最初から一貫して委員としてかわった。

現在に残る資料 『汎ネットワーク推進委員会20年小史』(一九九〇、日本情報処理開発協会)。

日本IT書紀 168 政策提言

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会
<http://www.ossaj.org/>
info@ossaj.org

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。